

二十日以上ハ臨時之ヲ定ム 但シ休業日數ニ準ス  
四 時關ノ件

五 後米ノ割渡ニ依リ之場ノ都合トス  
定期昇給及年未償與ノ件

一 定期昇給 一月及八月 年ニ回  
二 年未償與 毎年十一月

但シ一、二、共ニ最低額ヲ定ムル後、所ノ優劣及勤怠ノ実ヲ考  
慮シテ之ヲ行フ

六 爭議關スル犧牲者ハ之ヲ出サス

七 自己退職ニ依ル場合ハ正当ナル事由存スル時ハ協議  
ノ上之ヲ行フ  
但シ之場ノ自由裁量ニ依ル

以上

自大正十二年四月

杉原運助是ニ場争議